

# 一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

## 保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

## 地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

## ①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

## 幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

## ①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。  
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。  
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。  
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

H27【新制度施行】

## ②余裕活用型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

## ③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

## ④居宅訪問型(新規)

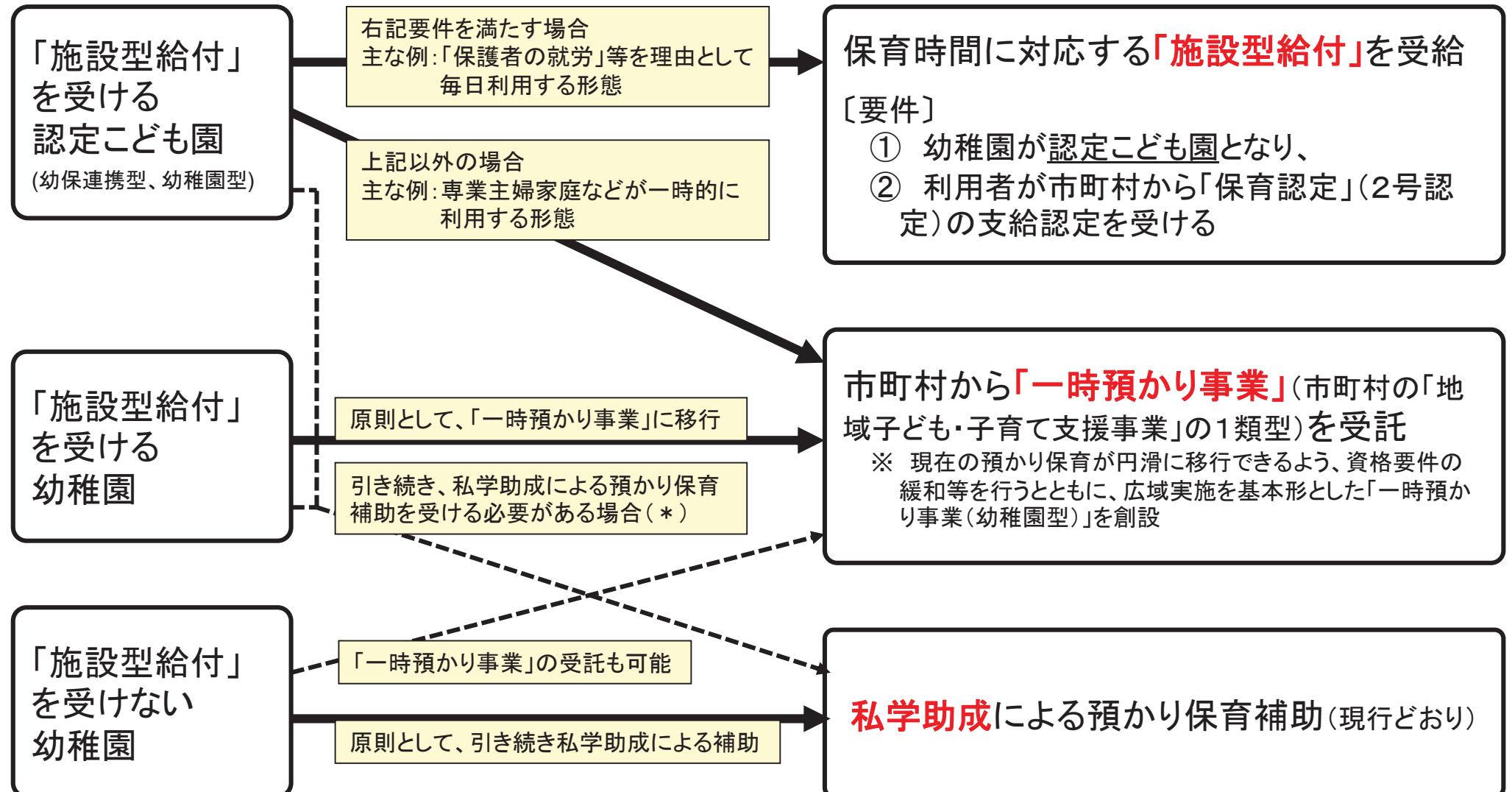
児童の居宅において一時預かりを実施。

## 一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設

		「幼稚園型」の要件等												
実施主体		<u>市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）</u>												
実施場所		<u>幼稚園又は認定こども園</u>												
対象児童		<p><u>主に在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども）</u>        ※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育ともに一括して施設型給付の対象</p> <p><b>※園児以外の子どもについては、一時預かり事業（一般型）により対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一施設において、幼稚園型（園児を対象）と一般型（園児以外を対象）を併せて実施可能            （この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要）</li> <li>・ただし、園児以外の子どもの利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能</li> </ul>												
職員	職員数	<p>認可保育所と同じ</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">0歳児</td> <td style="padding: 2px;">3:1</td> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">1・2歳児</td> <td style="padding: 2px;">6:1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">3歳児</td> <td style="padding: 2px;">20:1</td> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">4歳以上児</td> <td style="padding: 2px;">30:1</td> </tr> </table> <p>2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、<b>専任職員は1人で可</b>（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1				
0歳児	3:1	1・2歳児	6:1											
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1											
資格	<b>保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者</b> （ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭）													
設備・面積	保育室等	<p>認可保育所と同じ</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2歳以上児</td> <td style="padding: 2px;">保育室又は遊戯室</td> <td style="padding: 2px;">1. 98m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2歳未満児</td> <td style="padding: 2px;">乳児室</td> <td style="padding: 2px;">1. 65m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">ほふく室</td> <td style="padding: 2px;">3. 3m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">など</td> </tr> </table> <p>※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1. 98m <sup>2</sup> ／人	2歳未満児	乳児室	1. 65m <sup>2</sup> ／人		ほふく室	3. 3m <sup>2</sup> ／人			など
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1. 98m <sup>2</sup> ／人												
2歳未満児	乳児室	1. 65m <sup>2</sup> ／人												
	ほふく室	3. 3m <sup>2</sup> ／人												
		など												
補助単価 (1人当たり日額)		<p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本分：平日の教育時間前後（標準的には4時間（*）/日の実施を想定）及び長期休業日           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間延べ利用者数2,000人超      400円      <small>（*）各園の教育時間によって異なる</small></li> <li>- 年間延べ利用者数2,000人以下      1,600千円／年間延べ利用者数－400円（10円以下切り捨て）</li> </ul> </li> <li>・休日分：土日祝日等（標準的には8時間/日の実施を想定）      800円</li> <li>・長時間加算：標準4時間/日（休日は標準8時間/日）を超える場合に加算      100円</li> </ul> <p>○園児以外の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間/日以下の利用      800円</li> <li>・長時間加算：8時間/日を超える場合に加算      100円</li> </ul>												
		利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする （関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可）      ※施設型給付と同様の形態												
実施形態														

## 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

# 延長保育事業について

## 1. 一般型

### (1) 実施場所

市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設

### (2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童

## 2. 訪問型(新規)

### ○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

### (1) 実施場所

当該児童の居宅

### (2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

- ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】
- ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】  
(短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限る)

## 病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置</li> <li>■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等</li> </ul>
交付実績 (H26年度)	1,271か所 (病児対応型698か所、病後児対応型573か所) (延べ利用児童数 約57万人)	563か所	5か所
補助率	1/3 [ 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 ]		

### ○ 質の向上

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所

(参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人

[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

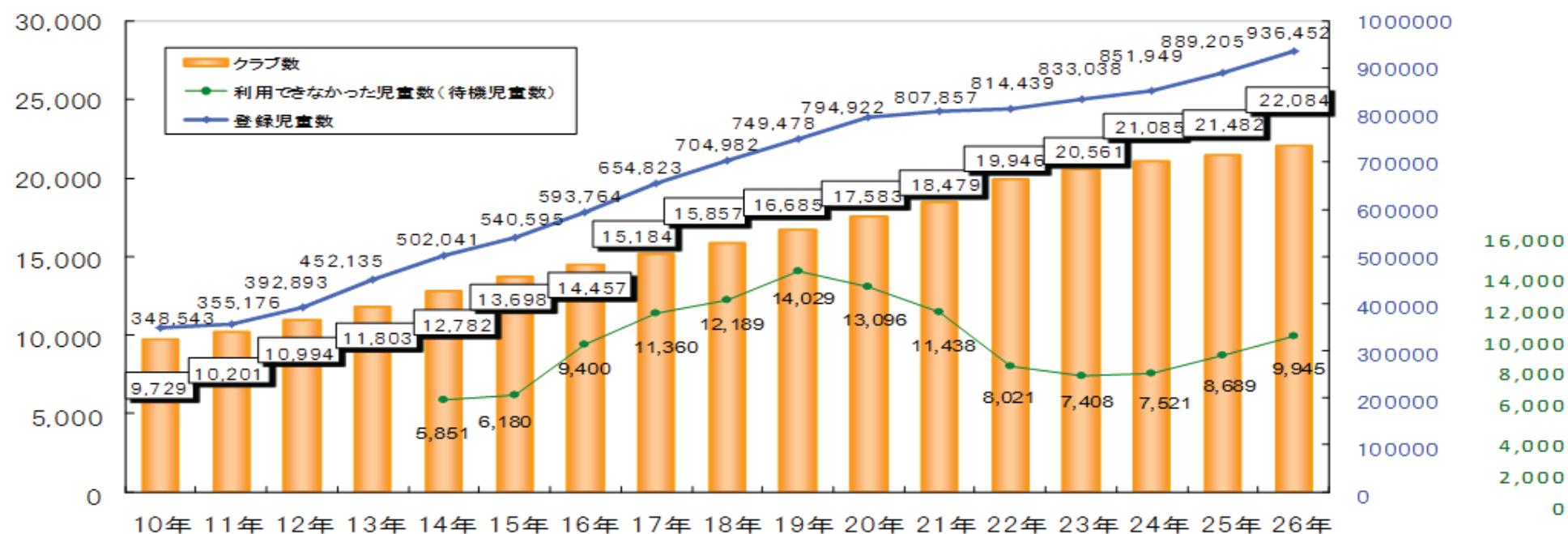
## 【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共に策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、  
うち1万か所以上を一体型で実施

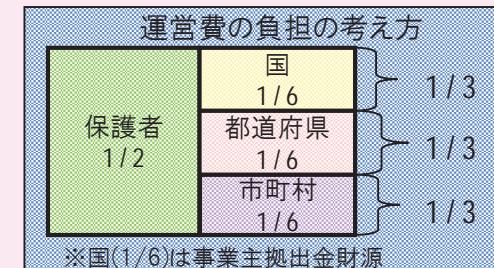
[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境調査)

# 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】



## 平成27年度における改善事項

### ①受入児童数の拡大

936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増]

### ②10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大

### ③市町村への支援策の充実

#### ア 放課後子ども環境整備事業の充実

・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算

#### イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助

#### ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助

### ④学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設

### ⑤放課後児童支援員等処遇改善等事業

・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助

### ⑥障害児受入強化推進事業

・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配

### ⑦小規模放課後児童クラブ支援事業

・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

など

(参考)

93.6万人

110.6万人

↓ 約16.9万人分

121.7万人

↓ 約30万人分

平成26年度

27年度

31年度

…

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(平成27~31年度)

(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値